

構想することと、判断すること

——批判期カントの道徳判断論——

はじめに

I・カントの『道徳形而上学の基礎付け』（以下、『基礎付け』、『実践理性批判』）といった著作に認められるひとつの特徴は、規則の説明と正当化になみはずれた努力が払われていることである。これまで、道徳規則をめぐるこだわりはカントの道徳哲学の強みであると同時に、その構想に悩ましい偏向をもたらしとも考えられてきた。それは道徳規則と道徳経験の乖離とも表現できるだろう。たとえ特定の規則が道徳規則であることが示されたとしても、その規則の適用や充足といった問題は未解決のままに残される。そして批判者によれば、こうした偏向は規則を適用、あるいは発見する「判断（Urteil）」の能力が

永 守 伸 年

道徳の文脈において十分に論じられなかったことに由来しており、カントの道徳哲学は判断論の不在によって深刻な欠陥を抱えこむはめになったという。たとえばB・ロングネーズは、『純粹理性批判』や『判断力批判』における判断論の中心的役割を強調しつつ、それが『実践理性批判』では一転して影をひそめていることを指摘する。道徳判断論はカントの道徳哲学において、いわば「脆弱な結び目（weak link）」とみなされてきたのである。⁽¹⁾

もちろん、このような批判にはさまざまに応答することができるし、じっさいに応答されてきた。ひとつの方法は、『基礎付け』で展開された定言命法の理論を意志決定の手続きとして解釈することで、判断論の不在を補おうとするものである。しかし、こうした戦略はR・ハーストハウスの「成文化可能性

テーゼ」、B・ハーマンの「道徳的にせり出したものの規則」といった反論にさらされ、いまやその魅力の多くを失ってしまったように思われる。たとえばハーマンにしたがって、「侮辱されたときには相手を殴る」という格率について考えてみよう。この格率に道徳判断を下すには、定言命法に依拠するだけでは十分ではない。われわれはあらかじめ「殴る」ことが「人間の出来事において道徳的にせり出した特徴である」ことを知っていなければならず、さらに特定の状況からそうした特徴をピックアップした上で、それらを格率記述のための言語に変換しなければならぬからである。ハーマンによれば、このことは道徳判断が定言命法以上の何か、より正確に述べるならば、定言命法に先行する何かを要求していることを示唆している⁽²⁾という。

そこでもうひとつの方法として、カント主義者は積極的に「定言命法以上の何か」に目を向けることで「脆弱な結び目」を繕おうと試みてきた。注意したいのは、そこではしばしばカントの道徳哲学の著作に直接に言及されていない諸要素、たとえば反省的判断力や道徳的知覚や道徳的感受性といった観点から道徳判断論が再構成されてきたことである⁽³⁾。たしかに、このような戦略には検討に値するだけの魅力もあるものの、そこにはカントにたいする批判者と同様の前提も共有されているように思われる。それは、カントの道徳哲学そのものには、もとより説得的な判断論は見出されないという前提である。しかし

『純粹理性批判』や『判断力批判』における判断のめざましい役割を考慮するならば、この前提はカント主義にとって出発点ではなく、むしろ係争点とされるべきだろう。そしてもし道徳判断が十分に論じられておらず、成功していないのならば、われわれはその要因をこそ示さなければならぬはずである。本稿はこのような問題背景のもと、カントの道徳判断論をいたずらに再構成するのではなく、まずは判断という活動の基本的な骨格に立ち戻ることから始めたい。それは構想することと判断することの関係として示される(一)。その上で、道徳判断論を『基礎付け』の定言命法の理論、ならびに『実践理性批判』の範型論から捉えなおす(二)。そして最後に、構想力(Erfindungskraft)の観点からカントの道徳判断論の限界、ならびにその可能性を明らかにすることを目指す(三)。

一 批判期カントの判断論

1 判断の命題的構造と、判断主体の作用

道徳判断を論じるためには判断とは何かを知らなければならぬ。しかし判断の内実はきわめて論争的な問題であり、哲学史上の共通理解があるとすれば「何ごとかを明るみに出す活動」という程度で、この活動には心理学的、論理的、あるいは現象学的観点からさまざまなアプローチが試みられてきた⁽⁴⁾。道徳の文脈に限定したとしても、判断なる活動の解釈がそれ自

体として倫理学におけるひとつの立場表明となることは、メタ倫理学に集積されてきた議論が示すとおりである。そこで本稿は準備作業として、カントにとって判断がいかなる活動だったかを確認することから始めることにしたい。さしあたり注目されるのは、「命題の優先テーゼ」として知られるカント判断論の特徴である。たとえば「あなたは背が高い」という判断を考えてみよう。この判断は対象「あなた」をめぐる「諸表象の關係の表象」であるが、それはたんなる心理的活動ではない(XI, 101)。なぜならカントによれば、いかなる判断にも「判断における悟性形式 (Verstandesform)」とよばれる命題的構造が与えられており、この構造によってはじめて「諸表象の關係の表象」が可能になるからである (A70/B95)。J・マクファレーンの調査が示すように、カントはアプリアリな思考パターンを論理的形式に帰属させることで、ヴォルフ流の(あるいは前批判期カントの)存在論的論理学とは異なった仕方では判断論を構築するに至ったといえるだろう。

しかし、だからといって、カントの判断論が「思考一般の形式だけを考察する」一般論理学の枠組みにとどまるわけではない (A55/B79)。むしろカントは命題の優先テーゼによって判断の論理的形式を際立たせることで、形式にたいする質料 (Materie) の関係にあらたな展開をひらくことになったのである。このことは、批判期のカントが外延論理学に基づいた総合判断論を打ちだしていることから明らかである。たとえば

「あなたは背が高い」という判断を主張する場合、カントは述語概念「背が高い」が主語概念「あなた」の内包的性質を分解するだけでは導出されず、両概念は主語概念の外延、すなわち「あなた」の直観内容に踏み出すことで結びつくと考えた (B12)。A・コッファの表現を借りるならば、ここではカント判断論の二つめの特徴である「判断における作用/内容の区別 (act/content distinction)」が示唆されている⁶⁾。主語概念「あなた」は述語概念に従属するために「概念の外に出て」(B11)いかなければならない。言い換えれば「あなた」の質料としての直観内容を包摂 (Subsumption) しなければならぬ。そして直観内容の包摂という事態は、明らかに判断主体から判断対象への働きかけ、「作用 (Akt)」を必要としているように思われる。

2 プレ・ジャッジメントとしての構想力

ならば、判断主体に要求される作用とはどのようなものか。

おそらくもっとも説得的な議論がなされているのは、『純粹理性批判』の超越論的演繹だろう。おおまかにいって超越論的演繹の課題は、純粹悟性概念が形而上学的演繹で列挙された判断の論理的形式にとどまらず、現象にたいする客観的妥当性すら持っていることを論証することにある (A90/B122)。超越論的演繹において純粹悟性概念は「判断の機能 (Funktionen zu Urteilen)」と表現されており (B143)、この概念の客観的妥当

性を問うことはすなわち、いかにして判断が現象を包摂するかを問うことにほかならない。ここでカントに求められているのは、従来の内包的・分析的判断論を批判しつつ、自身の外延的・総合的判断論を打ち出すことである。それは第二版演繹論の十九節において、次のような仕方でも示されることになる。

与えられた表象の客観的な統一を主観的統一から区別するため、判断における繫辞、ある、(Verhältnswörtchen *ist*) は統覚の客観的統一をめざす。「…」しかしこのことでわたしと言いたいのは、これらの表象が経験的直観において相互に必然的に関係していることではなく、直観の総合における統覚の必然的統一によって相互に関連しあっていること、すなわち、そこから認識が成立しうるかぎりでのあらゆる表象を客観的に規定する原理、いっさいが統覚の超越論的統一の原則から導き出される原理にもとづき、相互に関連しあっていることである。こうすることによってのみ、この関係から一つの判断 (*ein Urteil*) が生じる (B142)。

主語概念と述語概念は繫辞によって媒介される。ただし、両概念の結びつきは判断の論理的形式だけでなく、「直観の総合における統覚の必然的統一」によってはじめて可能になる。ここに包摂のポイントがある。つまり、主語概念が直観内容を包摂しつつ述語概念に従属できるのは、論理的関係に先立って「直

観の総合における統覚の必然的統一」という心的能力が働いているからである。では、そのような必然的統一の内実は何か。

この点には議論の余地があるが、ひとつの明瞭な回答は「構想力が現象のすべての多様とのかかわりで意図しているのは、現象の総合における必然的統一にほかならない」(A23) という記述に見出すことができる。つまり、対象の直観内容を包摂するためには、「現象の総合における必然的統一」をめざす構想力の活動が前提とされるのである。

したがって、カントの判断論は次のように整理できるだろう。「あなたは背が高い」という判断を下す場合、カントは主語概念「あなた」が直観内容を包摂しつつ、述語概念「背が高い」に従属すると考える。ところで、主語概念と述語概念の外延的従属関係に注目するだけでは、いかにして包摂が可能になるかが理解できない。そこで、カントは論理的包摂が可能になるために、まずは構想力が直観内容を総合して「認識の諸要素をあつめ (*sammeln*)、ある意味をもつ内容にまとめあげる (*ver-einigen*)」(A78/B103) 必要があると主張した。すなわち、われわれは論理的思考によって「あなたは背が高い」と判断する以前に、あらかじめ構想力の総合 (*Synthesis*) によって「あなた」の多様な直観内容に秩序を与えておかなければならないのである。判断はたしかに「判断力 (*Urteilskraft*)」、「判断する能力 (*Vermögen zu urteilen*)」といったさまざまな観点から論じられているものの、いずれにおいてもこうした構図が保持さ

れていることに注意したい。たとえば「原則の分析論」において規定的判断力に言及するとき、カントは包摂を可能ならしめる図式が「それ自体としてはいかなる場合でも構想力の所産に過ぎない」ことを明記しているのである (A140/B179)。

このように、論理的段階、推論的段階に先立ってなされる構想力の活動は、心から世界への原初的な働きかけにはかならない。「構想すること」は「判断すること」に先行する心の作用として、いわば「前判断 (プレ・ジャッジメント)」の役割を担っているのである。

二 カントの道徳判断論

1 『道徳形而上学の基礎付け』における判断論

ここまで、本稿は批判期カントの判断論を (1) 命題的構造の優先性、(2) 判断作用の必要性という観点から整理してきた。そこで明らかにされたのは判断に先行する構想力の働き、より正確には、包摂を可能ならしめる総合の作用である。ではこれらの成果を携えつつ、続いて道徳哲学にかんする著作に目を向けることにしよう。さしあたり注目されるのは、従来、判断論の不在が指摘されてきた『基礎付け』においてさえ、定言命法の理論に (1) の命題的構造をめぐる議論が反映されていることである。たとえば『基礎付け』の第一章では、道徳性の最高原理が分析的に引きだされてくる土壌としてわれわれの「実践的

判定能力 (praktische Beurteilungsvermögen)」が言及される (IV, 40a)。カントによると、この判定能力は論理的形式がまだ意識されていないような前反省的常識に過ぎないが、『基礎付け』の第二章はさらに道徳的命法を定言的／仮言的という論理的形式から明示するに至る。この点について B・ロングネーズは、『基礎付け』において定言命法と仮言命法が判断の關係の面、ならびにその様相の面 (確然的判断、実然的判断、蓋然的判断) から区別されていることに注意を促し、命法の理論の背景に『純粹理性批判』で展開された判断論があることを指摘している。なるほど、こうした『基礎付け』の手続きは「共通の原理である判断能力」(A81/B106) から出発してその論理的形式を明示する『純粹理性批判』の形而上学的演繹と類比的であり、判断はカントの道徳哲学にも根ざしているように見える。

しかし少なくとも『基礎付け』の枠組みにおいては、判断 (Urteil) と命法 (Imperativ) には埋めがたい溝がある。まずカントの言にしたがうならば、「道徳的判定においては、つねにもっとも厳密な方法にしたがってなされるのがよいし、そこでは定言命法の普遍的方式を基礎とするほうがよい」という (IV, 43c)。すなわち、たとえば「わたしは嘘をついてよいか」「わたしは自殺してよいか」といった格率は、いわゆる「普遍的法則の方式」における (1) 意志における矛盾、(2) 概念における矛盾という観点からテストされることになる。しかしカント自身認めているように、「普遍的法則の方式」ならびに「自然

法則の方式」は「定言命法のたんなる概念」から導出される最初の定言命法であり、これらの形式的 방식はわれわれの主観的目的を捨象しているため、「行為の格率が適合すべきものには、法則一般の普遍性しか残っていない」(V, 42)。すでに冒頭で述べたとおり、このような手続きが道徳判断論として不十分であることは「成文化可能性テーゼ」、あるいは「道徳的にせり出したものの規則」といった観点から繰りかえし指摘されてきた。とりわけ個別主義者 (Particularist) からすれば、定言命法は格率を高度に抽象的な次元において問うことで、「個別的状况における多くの、さまざまな可変的特徴」を看過してしまおうのである⁽⁹⁾。

2 『実践理性批判』における判断論

したがってカント主義者が道徳判断について論じるとき、『基礎付け』よりは『実践理性批判』に期待をこめてきたことは十分に理解できる。なぜなら前述のように『基礎付け』が規則をめぐる形式主義の色彩を濃くしているのにたいし、『実践理性批判』は「純粋な実践的判断力の範型論について」において、規則を適用する実践的判断力について論じているからである⁽¹⁰⁾。この点を検討するために「範型論」を概観することから始めよう。(1) カントによると、「行為が道徳的に善であるか悪であるか判断する」道徳判断とは、「[A] 感性界において可能な行為を、[B] 純粋な実践的法則の下に包摂する」(V, 68)と

いう実践的判断力の問題にはかならない。(2) ところで、「[A] 感性界において可能な行為と [B] 純粋な実践的法則の関係は、[A] 現象の、[B] カテゴリーの下への包摂」(A139/B178)の場合と同様、異種的なものであり、「したがって純粋実践理性の判断力は、純粋理論理性の判断力と同じ困難に直面している」(V, 68)。(3) しかし、「純粋理論理性」が構想力によって困難を切り抜けた一方、「純粋実践理性」においては「道徳法則を自然の対象に適用することを媒介する認識能力として、悟性(構想力ではなく (nicht die Einbildungskraft)) しかもっていない」(V, 69)。(4) ただし、ここでは自然法則が構想力にかわって「範型 (Typus)」の役割を担い、「それゆえ悟性は自然法則を、判断力のための法則として基礎にすえることができる」(ibid.)。(5) このように、実践的判断力は自然法則の形式的規則に下支えされることで「判断力の合理論」を打ち出し、実践理性の経験論ならびに神秘主義を退けることができる (V, 70-71)。

さしあたりこの議論は、実践的判断力がたんに理論的判断力との類比にとどまらず、カントの道徳哲学の基本的構図に重ねられていることを示している。基本的構図とは感性界/英知界、自然/道徳性といったカント的二元論の提示にはかならず、その解決にあたってはいずれの次元とも異なる「第三者」の媒介の可能性が論じられる。そして前節で確認されたように、批判期のカントにとって異種的なものの媒介は、あくまで総合判断

における包摂という観点から理解される。したがってこの意味において、カントは「道徳性の原理はひとつの総合命題である」(IV, 447)という『基礎付け』の主張を、『実践理性批判』にいたって『純粹理性批判』と同様の判断の包摂モデルから明示したとも言えるだろう。

しかし、こうした「範型論」の判断論にはF・カウルバッハやL・W・ベックをはじめ、これまでさまざまな批判が寄せられてきた。おおまかにまとめると、それらは範型が異種なものとの媒介に失敗していることを指摘するものである。まず『純粹理性批判』における「純粹理論理性の判断力」が、構想力によって産出された図式を媒介として異種なものを含む能力であったことを確認したい。しかし『純粹理性批判』が媒介する構想力の作用を総合として詳述していたのになら『A99-A114, B150-157』、『実践理性批判』は範型がいかにして行為と道徳法則を媒介するかを十分に説明していないし、説明することができない。すでにベックが指摘しているように、たとえ先の論証(4)で導入される「自然法則」なる概念に目的論的含意を認めたとしても、「普遍的かつ均一的な自然法則としての道徳法則の範型は、道徳判断における消極的基準に過ぎない」⁽¹⁾からである。そしてこのことは、範型論が『基礎付け』における定言命法の理論と同様の困難に突きあたることを示唆するだろう。たしかに範型論は『純粹理性批判』の判断論を継承し、包摂モデルにもとづく実践的判断力の理論を提示したかに

見える。しかし、実践的判断力がじつさに依拠しているのは自然法則の「形式」にとどまり(V, 38)、そこでは包摂を可能ならしめる作用の契機が抜け落ちてしまっている。このような判断論は結局、「あなたの行為の格率が、あなたの意志を通じて、普遍的自然法則となるかのように行為せよ」(IV, 447)という『基礎付け』の定言命法のテストを、観点を覚えて語りなおしているに過ぎないのである。

本稿の整理してきた議論にしたがうならば、こうした困難はカントが先の論証(3)において構想力を実践的判断力の活動から排除したことに起因していることになるだろう。「構想すること」は包摂に先行して作用することで、「判断すること」をいわば下支えする役割を担っていたのだ。しかし、『実践理性批判』は感性界／英知界、自然／道徳性といった道徳の二元論の構図において「判断すること」を主張しながら、その作用の契機をまったく論じなかったために、結果として二元論の調停に成功しているとはいいがたいのである。

三 道徳判断論における構想力の所在

1 なぜカントは道徳判断を論じなかったのか

ここに至って、本稿はこうした道徳判断論の背景にあるものの検討に向かいたい。すなわち、どうして『基礎付け』ならびに『実践理性批判』において判断の作用が論じられなかったか、

である。さしあたりこの問いにたいする手がかりは、作用が働きかけるもの、すなわち道徳判断の「質料」について考えることで与えられる。まずは、定言命法の「普遍的法則の方式」なしいし「自然法則の方式」が「あらゆる主観的目的を度外視する」形式主義において特徴付けられていたことを確認しよう。

この場合、質料の側に位置付けられるのはもっぱら「主観的目的」、つまり行為者の経験的欲求に根ざした目的である。なるほど、格率の判断における「質料の面」が偶然的、経験的なわれわれの感性的欲求に過ぎないならば、これら形式的な方式が「道徳的な判定に際して「…」もつとも厳密な方法」に位置付けられるのは理にかなっているように思われる(IV, 437)。ただし少なくとも『基礎付け』の議論に着目するかぎり、提示されている質料形相論はこのような構図にとどまるものではない。というのも、カントはこの「質料、すなわち目的」を、いわゆる「人間性の方式」において論じなおしていたからである(IV, 436)。こちらの方式では、「自立的な目的」(IV, 437)として尊重され、「その現存自体が絶対的価値」(V, 428)を持つような客観的目的が経験的欲求に基づくたんなる主観的目的から区別されている。それは目的それ自体としての「人間性(Menschheit)」にはかならない。

では、この「人間性」という観点は道徳判断論にどのような影響をおよぼすだろうか。この点について近年、カントの道徳哲学を「自然法則の方式」よりもむしろ「人間性の方式」から

捉えなおしているのがA・ウッドである。ウッドによれば、「人間性の方式」に依拠した場合、たとえば「わたしは自殺してよいか」という判断は、「大前提」「自分自身の人格と同様に他人の人格においても、つねに人間性を目的それ自体として尊敬せよ」、「小前提」「自殺という行為はつねに人間性を自分自身の人格において尊敬することに失敗している」、「結論」「したがって、自殺にコミットしない」という実践的三段論法の手続きとして再構成されるという。この場合、定言命法は三段論法の大前提に位置付けられ、結論「自殺してはいけない」は小前提を介して導出されることになる。

本稿の整理してきた判断論に照らすならば、注目されるのは実践的三段論法において小前提は大前提から論理的に独立した命題であり、小前提そのものの真偽は本質的に解釈学的(hermeneutical)にならざるをえないことである。つまり、判断者は「自殺してはいけない」という道徳判断を下すために、まずは「自殺という行為」を人間性の価値という観点から解釈しておかなければならない。このことはより特殊化された格率を判断するとき、たとえば「わたしは過度の延命治療によって生かされているときにみずから死を選んでよいか」を判断するときにも明らかだろう。このとき、判断者は前述のような三段論法の手続きにしたがって結論を下す以前に、あらかじめ延命治療にかんする知識、あるいは延命治療がおこなわれる個別的状況にアクセスしておかなければならないのである。このように、人

間性という「質料の面」から道德判断を再考察するとき、はじめて道德判断に作用の契機があらわれる。それは実践理性の推論に先立って要請される活動である。それはたんなる「法則一般の普遍性」(V, 421)を超えて、行為を人間性という価値の下に解釈する活動である。

このような道德判断論の捉えなおしに依拠するならば、われわれは道德判断における「ブレ・ジャッジメント」の作用を同定すると同時に、それがなぜ論じられなかったかを考えることができるだろう。まず理論哲学の枠組みにおいて判断に先行するのは、「認識の諸要素をあつめ、ある意味をもつ内容にまとめあげる」構想力の作用だった(V, 48)。そしてこの場合、構想力の「まとめあげ」は悟性概念にしたがった総合として明示される。ところが道德哲学の枠組みにあつては、そのようなブレ・ジャッジメントの役割を構想力が果たすことは難しい。なぜなら、判断主体は道德的判断に先行して行為を人間性の価値の下に「まとめあげ」なければならぬが、そうした作用は空間時間的な「多様を見とおし、見とおしたものをまとめる」総合の理論だけでは説明できないからである(A99)。むしろここで要求されているのは解釈の理論であり、「誰が人間性を有しているか」、「いかに人間性が侵害されているか」を把握するような活動を明らかにする理論になるだろう⁽¹³⁾。

以上の議論をまとめたい。批判期のカントは「判断すること」に先行して「構想すること」を組み入れておきながら、後

者の活動は少なくとも『実践理性批判』までは総合の域を出るものではなかった。結果、範型論では「異種的なものを包摂する」という判断論の課題だけが持ちこまれ、包摂を可能ならしめるはずの作用の契機を明示することができなかったのである。この意味において、カントの道德哲学における「脆弱な結び目」はたんに判断という観点の欠落によって説明されるべきものではない。決定的に欠けているのは構想力の観点であり、その「ブレ・モラルジャッジメント」としての活動なのである。

2 構想力の可能性——むすびにかえて

このように、本稿はカントの道德判断論を判断そのものよりも、むしろそれに先行する構想力に照明をあてることで考察してきた。もちろん、カントの判断論は概念的、思想的にさまざまな由来をもっており、とりわけ判断力をめぐる諸問題には「機知 (Witz) (A654/B682) や「道德的陶冶と訓練」(V, 161)といったトピックも包括されることは間違いない。しかし、本論はまずは判断論の基礎的構造に構想力を見出し、その活動が「総合」に中心化されることで、かえって道德判断論の不在を招いたという知見を得た。構想力をめぐるK・ヘプファールの調査が明らかにしているように、カントは前批判期において構想力をバウムガルテン流の「形成能力 (Bildungsvermögen)」として広範に捉えながら、超越論的哲学の成立とともに、その活動を空間時間的な多様の総合に限定したのである⁽¹⁴⁾。

ただしこのような構想力の限定は、必ずしもカントの道徳判断論の根本的な失敗を意味するわけではない。なぜなら、われわれは批判後期（公刊された著作において述べるならば、少なくとも「判断力批判」以降）の構想力の射程に目を向けることで、あらためてカントの道徳判断論を再解釈、再構成する可能性にもひらかれているからである。たとえば「判断力批判」の「美感的判断力の批判」における「構想力の自由 (Freiheit der Einbildungskraft)」は、構想力をふたたび総合の外へと拡張させる主張として注目し値する (V, 217-219, 240-242)。じつさい、すでに R・マックリールは美感的構想力による標準理念の産出を取りあげ (V, 233-236)。⁽¹⁵⁾ この活動が人間 (Mensch) という種の「アーキタイプに接近するにあたって、解釈的 (interpretativ) な役割を果たすことを指摘していた。⁽¹⁵⁾ 本稿の議論に照らして注意するべきは、構想力はこうした「解釈的」な活動にあたって「総合」ではなく、「ある像をいわば他の像に重ね合わせ、[...]すべてに共通の基準に役立つ中間者を取り出す (Zwischenkommen)」という「重ねあわせ」の働きを担っていることだろう (V, 234)。ここではこのような発展的解釈にこれ以上立ち入ることはできないし、当然、これだけでは「プレ・モラルジャッジメント」の作用を尽くすことにもならない。⁽¹⁶⁾ しかし、少なくともカント主義者はたとえこのような記述を拾いあげてゆくことで、カントの道徳判断論をカント自身のテキストから再構成してゆく見とおしを得られるように思われる。

以上、本稿は構想することと判断することの関係を軸として、カントの道徳判断論の限界を説明し、またその可能性も示唆した。たしかに批判者、とりわけ個別主義者たちが指摘するように、カントは善悪の判定において道徳的知覚や道徳的感受性といった受動性の要素を厳しく排除している (V, 153-154, VI, 479-480)。他方でカント主義者が嘆息するように、カントは反省的判断力をふくむ独自の判断論を道徳の領域に本格的に導入することもなかった。しかし本稿の試みにしたがうならば、カントの道徳判断論の手がかりはむしろ判断に先行する能動的な作用に——すなわち構想力の活動によって与えられるはずなのである。

注

カントからの引用ページの表記はアカデミー版にしたがい、巻数をローマ数字で、ページ数を算用数字で本文に示す。ただし『純粹理性批判』からの引用は一版を A、二版を B として、それぞれページ数を示す。その他の参考文献からの引用、参照については注において示す。引用における「[...]」は筆者による補足を、「[...]」は筆者による省略を示す。

(1) Longuenesse, Beatrice, "Moral Judgment as a judgment of reason", in *Kant on the Human Standpoint*, Cambridge University Press, 2005, p. 237.

(2) Herman, Barbara, *The Practice of Moral Judgment*,

- Harvard University Press, 1993, pp. 76-77. また「成文法化巨龍社トニーヤ」及びつづは次の文献を参照。Hunthouse, Rosalind, *On Virtue Ethics*, Oxford University Press, 1999.
- (3) この点に関する道徳判断論は、そのつづつにトニーヤの「主観的・主観主義を和解する」とする論者として、つづつ進められてきた。その代表的な主張として次の文献を参照。Höffe, Otfried, “Universalistische Ethik und Urteilskraft. ein aristotelischer Blick auf Kant”, in *Zeitschrift für philosophische Forschung*, Band 44, 1990, pp. 537-563.
- (4) Martin, Wayne M., *Theories of Judgment: Psychology, Logic, Phenomenology*, Cambridge University Press, 2006, pp. 1-13.
- (5) J・マクマーレンの調査したがうならば、悟性形式への言及は、つづつ一七七〇年代の覚書と認められる (XVI, Ref. 1579)。そのつづつ一七七三年から七五年の期間と推定される覚書には、カントは形式と質料の区別を判断論では「あらう持たう」として、つづつ注意した (XVI, Ref. 3033)。⁹ McFarlane, John, *What does it mean Logic is Formal?*, PhD Dissertation, University of Pittsburgh, 2000, p. 118.
- (6) Coffa, Alberto, J., *The Semantic Tradition from Kant to Carnap*, Cambridge University Press, 1991, p. 13.
- (7) 別の回答として、英訳論第二版の前半の記述を重視するつづつ、総合をめぐって悟性の結合作用に見出すものがあろう。ここでは演繹論両版における異同の問題には立ち入らなうが、本稿と同じく、第二版においても「統覚の必然的統一」のた
- めに構想力の「概念を先行する (proto-conceptual)」活動が (つづつ) わり演繹論の二十四節にまでつづつ要求を述べらるうつづつを指摘する代表的先行研究として、H・マクマーレンの著作を挙げておきたう。Allison, Henry, *Kant's Transcendental Idealism*, Yale University Press, 2003, p. 139.
- (8) Longuenesse, op. cit., pp. 238-240.
- (9) Hampshire, Stuart, “Public and Private Morality”, in *Public and Private Morality*, Cambridge University Press, 1978, p. 28.
- (10) たゞは、マクマーレンは実践的判断力の反省的使用に、つづつ個別的状况に、つづつ対応力を主張し、マクマーレンはたとえ規定的使用に、つづつ規則の適用が、実例 (Beispiele) によって鍛えられる可能性を示唆する。本稿の整理したがうならば、このような戦略は実践的判断力の「力 (Kraft)」に、つづつて判断の作用契機を見出すことで、形式主義を乗り越えようとする試みであると言えよう。Höffe, op. cit., pp. 545-549; Larmore, Charles, “Moral Judgment”, *The Review of Metaphysics* 35, 1981, pp. 275-296.
- (11) Beck, Lewis White, *A Commentary on Kant's Critique of Practical Reason*, The University of Chicago Press, 1960, p. 160.
- (12) Wood, Allen W., *Kant's Ethical Thought*, Cambridge University Press, 1999, p. 152.
- (13) この点について、すでにハイマンは人間性をめぐる解釈の働きが道徳判断に先行することを示唆している。ただし、本

稿は判断論の構造をめぐる独自の理解を背景に、このような「解釈」が、ヘーゲルのいう「道徳的感受性 (moral sensitivity)」ではなく、あくまでも心の能動的作用としての構想力の問題であると考えよう¹⁹。Herman, op. cit., p. 86.

- (14) Karl Hefter, *Die Form der Erkenntnis*, Verlag Karl Alber Freiburg München, 2006, p. 43.

- (15) Makkeel, Rudolf A., *Imagination and Interpretation in Kant*, The University of Chicago Press, 1990, p. 121. 本稿は紙幅ならびに能力の限界によって『人倫の形而上学』で示唆された道徳判断論の「決議論 (Kasustik)」(VI, 411)や「範例 (Exempel)」(VI, 479f.) のように言及することはできなかった。しかし少なくとも後者の問題は、マックリールが示唆するような構想力の「解釈的」活動からアプローチをせざるを得ないと思われる。

- (16) マックリール自身は道徳的問題にも対処するために、前掲書の第三部では構想力の解釈が根をす「文化」、「宗教」、「歴史」といったトピックにも言及することになる。

(ながもり のぶとし・京都大学)